## 昭和二十九年政令第百五十一号 警察法施行令

の政令を制定する。 一条 警察法(以下「法」という。)第十二条の四第一項に規定する専門委員は、 内閣は、警察法 (専門委員) (昭和二十九年法律第百六十二号)の規定に基き、及び同法を実施するため、

る者のうちから、国家公安委員会が任命する。 専門委員の任期は、二年とする。

4 3 専門委員は、再任されることができる。

専門委員は、非常勤とする。

5 (警察官をもつて充てる職) この政令に定めるもののほか、専門委員に関し必要な事項は、 国家公安委員会が定める。

**一条の二** 法第三十四条第三項に規定する政令で定める職は、 次に掲げるものとする。

第

警察大学校長

四国警察支局長 管区警察局部長 (情報通信部長を除く。)

管区警察学校長

(国庫が支弁する都道府県警察に要する経費)

第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するもの に掲げるものとする。 は、 次

給与、退職手当、地方公務員共済組合負担金及び公務災害補償に要する経費 宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、休職中の期間に係る 手当、住居手当、 警視正以上の階級にある警察官の俸給、俸給の特別調整額、扶養手当、地域手当、 通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、 広域異動

二 警察教養施設の新設、補修、借上げその他その維持管理に必要な経費及び警察学校における 教育訓練に必要な謝金、委託費、旅費(往復旅費を除く。)その他の経費

続する専用電話に係るものに限る。)及び電話(専用電話を除く。)の役務の提供を受ける契約関する料金(維持に係る専用に関する料金にあつては、警察庁の維持する交換施設相互間を接 の締結に必要な経費 警察通信施設の新設、補修その他その維持管理に必要な経費、警察の専用する電話の専用に

耗品費を除く。)、犯罪鑑識に必要な検案解剖委託費及び謝金並びに第八号に掲げる犯罪の犯罪持管理に必要な経費(警察署並びに派出所及び駐在所における犯罪鑑識に必要な施設費及び消』 指紋、手口、写真、法医、理化学等による犯罪鑑識に関する施設の新設、補修その他その維 鑑識に必要な旅費その他の経費

犯罪統計の作成及び利用に必要な旅費、物件費その他の経費

及び維持に必要な経費(警察用航空機にあつては、購入に必要なものに限る。) 警察用車両の購入並びに警察用船舶の購入及び借上げ並びに武器その他の警備装備品の購入

運営、警備訓練、長距離にわたる移動警察、不法出入国の監視その他の警備活動に必要な経費 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、 警衛及び警護並びに騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動、 物件費、捜査費その他の経費 機動隊の

内乱、外患、国交又は騒乱の犯罪

天皇又は皇族に対する犯罪

衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、内閣総理大臣又は国務大臣に対する犯罪

隊の要員若しくは外国人による重要な犯罪 外交使節若しくは外国軍隊若しくはその要員に対する重要な犯罪又は外国軍

国民投票に関する犯罪 国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査の投票又は日本国憲法第九十六条に規定する

公務員又はこれに準ずる地位にある者による汚職の犯罪であつて重要なもの

(昭和二十七年法律第二百四十号)に規定する犯罪

チ 監禁等の犯罪であつて破壊的なもの 公務員又はこれに準ずる地位にある者に対する殺人、傷害、 齊迫、 略取誘拐、 不法

IJ 官公署、学校、金融機関、交通機関、通信機関、 転覆等の犯罪であつて破壊的なもの 報道機関等の重要な施設に対する放火、

爆発物、銃砲等危険物に関する重要な犯罪

学識

経験の

あ

ヌ

ح

麻薬、あへん又は覚醒剤に関する犯罪

基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号) 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)又は日本国との平和条約に

に規定する犯罪

通貨偽造、重要な有価証券偽造その他の国民経済を混乱させるおそれのある犯罪

号)に規定する犯罪その他の国の財政金融に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪 

身の代金の取得に係る略取誘拐の犯罪であつて重要なもの

汽車、電車、船舶、航空機等に係る大規模な事故に関する犯罪

数都道府県の地域に関係のある重要な犯罪

窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、 不同意性交等、 傷害、 略取誘拐、

ツ 員会が指定する自動車専用道路(第七条の三第一項において「自動車専用道路」という。) 第七条の三第一項において同じ。)又は道路交通法第百十条第一項の規定により国家公安委 道法(昭和三十二年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。第七条の二及び 律(平成二十五年法律第八十六号)に規定する犯罪のうち、高速自動車国道(高速自動車国 る業務上過失致死傷の犯罪又は自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法 める車両の同項第十七号に定める運転若しくは同項第十七号の二に定める特定自動運行に係 に係るもの 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)に規定する犯罪、同法第二条第一項第八号に定

公害に係る犯罪であつて重要なもの

公安を害するおそれのある犯罪 イからネまでに掲げる犯罪に準ずる国の法益に係り、又は国際関係に影響を及ぼす等国の

事態における攻撃の予防及び鎮圧、避難住民の誘導並びに災害への対処に関する措置その他の れらの措置についての訓練に要する経費 武力攻撃事態等及び緊急対処事態における措置に必要な経費並びに国の機関と共同して行うこ 武力攻撃事態等における避難住民の誘導及び武力攻撃災害への対処に関する措置、緊急対処

物件費その他の経費 関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三章の規定による措置に必要な旅費、 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に

犯罪被害者等給付金に関する事務の処理に必要な旅費、物件費その他の経費

十二 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律 第八十号)第三条第一項に規定する給付金に関する事務の処理に必要な旅費、 物件費その他の

する国外犯罪被害弔慰金等に関する事務の処理に必要な旅費、 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)第三条に規定 物件費その他の経費

(国が補助する都道府県警察に要する経費)

第三条 法第三十七条第三項の規定により、都道府県の支弁に係る都道府県警察に要する経費につ いて、 国がその一部を補助する経費は、当該都道府県の支弁する経費のうち警察職員の俸給その

待機宿舎の設置に必要な経費を含む。)とする。 他の給与、警察官の被服費その他警察職員の設置に伴い必要となるもの以外のもの (警察職員の

- 助することができる。 五を補助するものとする。ただし、特別の事情があるときは、その所要額の十分の五をこえて補 の警察官数、警察署数、犯罪の発生件数その他の事項を基準として所要額を算出し、その十分の !項の規定により、国が都道府県に補助することとなる経費については、国は、当該都道府県
- を基準として算出した所要額を補助するものとする。 かかわらず、国は、都道府県に対し、出動に係るこれらの部隊の警察官の人員、超過勤務時間等 のとして道府県警察本部長が編成する部隊の警察官の超過勤務手当については、第一項の規定に 規則で定めるところにより管区警察局又は道警察の管轄区域ごとに編成される部隊を構成するも 騒乱、大規模な災害その他の場合における警備のための出動に係る機動隊及び国家公安委員会 3
- 察の任務の遂行に関する特殊事情を参酌し、第一項の規定にかかわらず、国は、都に対し、所要 額の一部を補助するものとする。 都警察の警察官の超過勤務手当(前項に規定するものを除く。)については、 首都における警
- 職員の人員、勤務の状況等を基準として算出した所要額を補助するものとする。 攻撃災害等派遣手当については、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、 前二項に規定するもののほか、前条第九号に規定する措置を実施する警察職員の特殊勤務手 超過勤務手当、 宿日直手当、 管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び武力 当該警察
- いては、第一項の規定にかかわらず、国は、都道府県に対し、当該警察官が当該任命の日の前日 額を超える場合にあつては、当該現に支給される退職手当の額)を補助するものとする。 ることとなる退職手当の額に相当する額(当該額が当該警察官に対し現に支給される退職手当の のとするならば国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)の規定により支給され に国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第八十一条の六第一項の規定により退職したも 法第五十六条の四第一項本文の規定による任命をされた警察官が退職した場合の退職手当につ
- 第三条の二 新たに法第三十八条第二項に規定する指定市(以下「指定市」という。)の指定があ 任命されるまでの間は、法第三十八条第二項の規定にかかわらず、三人とする。 十九条第一項ただし書に規定する委員(次項及び次条において「特定委員」という。)が最初に つた場合における指定市を包括する県の県公安委員会の委員の数は、当該県公安委員会の法第三 (指定市の指定があつた場合における県公安委員会の組織等に関する特例)
- 定委員の任期は、当該県の知事が当該指定市の市長と協議して定める。 文の規定にかかわらず、二人のうち、一人は二年、一人は三年とする。この場合において、各特 前項に規定する県の県公安委員会の最初に任命される特定委員の任期は、法第四十条第一項本
- (複数の指定市を包括する道府県の特定委員の任命の方法)
- 第三条の三 二の指定市を包括する道府県における特定委員の任命については、それぞれ異なる指 定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定により推薦した者について行うものとする。
- に従いそれぞれ当該各号に定める指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定により推薦2 三以上の指定市を包括する道府県における特定委員の任命については、次の各号に掲げる区分 が行うものとする。 の規定による推薦は、当該道府県の知事がこれらの指定市の市長と協議して定めた指定市の市長 した者について行うものとする。この場合において、当該指定市が複数あるときの同項ただし書
- 当該道府県の指定市のうちにその推薦に係る特定委員が任命されたことがない指定市がある 当該指定市
- その任期を満了し又は欠けることとなつた日が最も古い指定市 前号に掲げる場合以外の場合 当該道府県の指定市のうちその直近の推薦に係る特定委員が
- 市長の推薦に係る特定委員のうち一人がその任期を満了することとなつたため行う特定委員の任前項の規定にかかわらず、三以上の指定市を包括する道府県においてそれぞれ異なる指定市の 命については、 当該任期を満了することとなつた特定委員が再任されることができる場合におい

て、当該特定委員の推薦に係る指定市の市長が法第三十九条第一項ただし書の規定によりその者 を推薦したときは、その者について行うものとする

(警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織の基準

- |第四条 法第四十七条第四項に規定する警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準は、 のとおりとする。 別表第一
- これに相当するものとして必要な課を置くものとする。 察本部の内部組織の基準(同表第二及び第四の基準を除く。)の例による。 法第五十一条第六項に規定する方面本部の内部組織の基準は、別表第一の警視庁及び道府県警 ただし、 部に代えて、

2

従うほか、当該都道府県の知事の直近下位の内部組織又は直近下位以外の内部組織との権衡を考警視庁及び道府県警察本部並びに方面本部の内部組織を定めるに当たつては、前二項の基準に 慮するものとする。

(警察署の名称等の基準)

- 第五条 法第五十三条第四項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、 次のとおりと
- 代えて、その管轄区域の属する郡若しくは部落の名称を冠し、又は市区町村の名称の下にさら 市区町村の名称を冠することが適当でない特別の事情がある場合には、その市区町村の名称に に方位を示す呼称を冠する等の方法によることを妨げない。 区域内に二以上の重要な市区町村があり、そのいずれか一方の名称により難い場合その他一の の呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な一の市区町村の名称を冠すること。ただし、 警察署の名称は、都にあつては警視庁、府県にあつては当該府県、道にあつては道及び方 管轄
- 二 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、 交通、通信その他の事情を参しやくして決定すること。 他の官公署との連絡、
- 三 警察署の管轄区域は、警察の任務を能率的に遂行することができるように、 (地方警務官の定員) 署の管轄区域、交通、 地理その他の事情を参しやくして決定すること。 人口、 他の官公
- |第六条 法第五十七条第一項に規定する地方警務官の定員は、 都道府県を通じて六百三十三人とす

第七条 法第五十七条第二項に規定する地方警察職員たる警察官の定員及びその階級別定員の基準 は、それぞれ別表第二及び別表第三のとおりとする。 (地方警察職員の定員の基準)

(都道府県の境界からの距離)

- 第七条の二 法第六十条の二の政令で定める距離は、十五キロメートルとする。ただし、 に掲げる区域にあつては、それぞれ当該各号に定める距離とする。 次の各号
- 域以外の場所に在るもの 当該トンネルの出入口までの距離 境界に係るトンネル内の区域で当該トンネルの出入口が境界から十五キロメー ルまでの区
- 自動車道上の距離が最も短い地点に在る出口(当該自動車道と自動車道以外の道路 条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下この号において同じ。)上の区域で、 て「特定区域」という。)のうち、境界からの距離が十五キロメートルを超える部分があるも 二条第一項に規定する道路をいう。)が連結する部分をいう。)までのもの(以下この号におい 境界に係る自動車道(高速自動車国道及び道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第四十八 (道路法第 境界から
- (警察官が相互に職権を行うことができる事案に係る道路及び区域) 当該特定区域のうち境界からの距離が最も長い地点までの距離

第七条の三 法第六十六条第二項の政令で定める道路法第二条第一項に規定する道路は、 に掲げる道路とする。 次の各号

- 自 動車専用道路
- 般国道(道路法第三条第二号に掲げる道路で前号に掲げるもの以外のものをいう。)

- 2 法第六十六条第二項の政令で定める区域は、次のとおりとする。
- トルを超えない範囲内において関係都府県警察が協議して定めた距離までの区域 道路運送法(昭和二十六年法律第百八十三号)第二条第八項に規定する自動車道及び前項第 前項第一号又は第二号に掲げる道路については、都府県の境界から当該道路上五十キロメー

ただし、道路における交通の事情により、当該道路上四キロメートルを超えない範囲内におい 三号に掲げる一般国道については、都府県の境界から当該道路上四キロメートルまでの区域。

て関係都府県警察が協議してこれと異なる距離を定めたときは、都府県の境界から当該距離ま

(警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対する被服の支給等)

での区域とする。

**第八条** 法第六十八条第一項(法第六十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、 る場合には、警察庁長官(以下「長官」という。)は、その員数を増減し、又は使用期間を伸縮 品」という。)の品目、員数及び使用期間は、次の表のとおりとする。ただし、特別の事由があ 国が警察庁の警察官(警部以上の階級にある者を除く。第三項において同じ。)及び皇宮護衛官 することができる。 (皇宮警部以上の階級にある者を除く。第三項において同じ。)に対し支給する被服(以下「支給

一	短靴	長靴	靴下	手袋	ベルト	合活動ネクタイ	冬活動ネクタイ	合ネクタイ	冬ネクタイ	合ワイシャツ	冬ワイシャツ	雨衣	防寒服	合活動服	冬活動服	夏服	合服	冬服	夏活動帽子	合活動帽子	冬活動帽子	夏帽子	合帽子	冬帽子	- 田田
		十二月	四月	十二月	三十六月	四月	四月	四月	四月	四月	四月	三十六月	三十月	十二月	十二月	四月	十二月	十二月	十六月	十六月					

2 短靴 ことができる。 活動帽子、夏活動帽子、冬活動服、合活動服、 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、国は、冬活動帽子、 冬活動ネクタイ又は合活動ネクタイを支給しない 合

3 ツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 警察庁の警察官及び皇宮護衛官に任命後初めて支給品を支給する場合には、第一項の規定にか わらず、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャ

- 4 庁の職員となつた際初めて警視若しくは警部の階級にある警察官又は皇宮警視若しくは皇宮警部 の階級にある皇宮護衛官として任命された者について準用する。 限り、第一項に規定する品目及び員数により支給品を支給するものとする。 に対しては、これらの者が最初にこれらの階級の警察官又は皇宮護衛官に任命された際、一回に 警視若しくは警部の階級にある警察官又は皇宮警視若しくは皇宮警部の階級にある皇宮護衛官 前項の規定は、 警察
- 5 必要な事項は、長官が定める。 前各項に規定するもののほか、第一項の支給品の使用期間の計算その他支給品の支給に関して

第九条 法第六十八条第一項(法第六十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定により、 護衛官については、 次のとおりとし、その員数は各一(階級章及び識別章については、各三)とする。ただし、皇宮 国が警察庁の警察官及び皇宮護衛官に対し貸与する装備品(以下「貸与品」という。)の品目は 別に皇宮護衛官章二組を貸与するものとする。

階級章

識別章 警察手帳

手錠

警棒 警笛

けん銃

帯革 けん銃つりひも

必要がない者に対しては、国は、前項の品目の一部を貸与しないことができる。 警視以上の階級にある警察官、皇宮警視以上の階級にある皇宮護衛官その他勤務の性質により

護衛官に対し、前二条に規定する支給品又は貸与品の品目のほか、特殊の被服又は装備品を貸与 十条 土地の状況又は勤務の性質により必要がある場合には、長官は、警察庁の警察官及び皇宮 することができる。

期間の満了しない支給品及び貸与品を国に返納するための措置を講ずるものとする。 に返納しなければならない。警察庁の警察官及び皇宮護衛官が死亡した場合には、長官は、 ぜられ、若しくは承認された場合には、その者は、使用期間の満了しない支給品及び貸与品を国 十一条 警察庁の警察官及び皇宮護衛官が失職し、退職し、休職を命ぜられ、又は臨時待命を命

償しなければならない。 その者は、滅失し、又はき損した支給品又は貸与品の代価として品目ごとに長官の定める額を弁 貸与するものとする。ただし、その滅失又はき損が本人の故意又は重大な過失による場合には、 部を滅失し、又はき損した場合には、その滅失し、若しくはき損した支給品の品目及び員数と同 十二条 警察庁の警察官又は皇宮護衛官が使用期間の満了しない支給品又は貸与品の全部又は一 の品目及び員数の支給品を支給し、又はその滅失し、若しくはき損した貸与品に代る貸与品を

(国家公安委員会規則等への委任)

第六項の事務を行うために必要な手続その他の事項については、国家公安委員会規則で定める。 安委員会規則で定める。 十三条 国家公安委員会が法第五条第四項の規定による管理に係る事務又は同条第五項若しくは て準用する法第五条第五項の事務を行うために必要な手続その他の事項については、 都道府県公安委員会が法第三十八条第三項の規定による管理に係る事務又は同条第四項におい 都道府県公

## 抄

(施行期日)

1 (財産の譲渡又は使用を有償とすることができる特別の事情) この政令は、法の施行の日(昭和二十九年七月一日)から施行する。

- 取得した財産が次の各号の一に該当する場合とする。百九十六号)の施行の日以後において地方債その他都又は市町村の負担によつて都又は市町村が3.法附則第十三項に規定する政令で定める特別の事情は、改正前の警察法(昭和二十二年法律第
- られるとき。 二 当該財産の規模が当該都又は市町村の区域の警察の規模に照らして著しく過大であると認め二 当該財産の規模が当該都又は市町村の区域の警察の規模に照らして著しく過大であると認め

(財産の譲渡又は使用についての争の裁定の手続)

- 23、大力川等・国質の見ぎにより、大きに関する書類その他争の裁定について必要な書類の提出を求た書類、当該財産に伴う負債の有無に関する書類その他争の裁定について必要な書類の提出を求た書類、当該財産に伴う負債の有無に関する書類その他争の裁定について必要な書類の提出を求き意見を聞くものとし、必要がある場合には、関係者から当該財産の取得の経過の概要を記載しく、法附則第十四項の規定により内閣総理大臣が争の裁定をする場合には、あらかじめ関係者につ
- 型するものとする。 ・ 理するものにあつては自治庁において、地方公共団体相互間に係るものにあつては警察庁において処ち、法附則第十四項の規定による争の裁定に関する事務は、その争が国と地方公共団体との間に係

(警察職員の給与に関する経過措置)

- でおける俸給月額を仮に定めることができる。 四月一日(同年四月二日以後において国家地方警察政員治体警察の職員となつた者について 世、その職員となった日)におけるその者の権給月額が増額されるべき通常 する額とすること。ただし、その差額が著しく多額である場合又はその者の俸給月額が昭和二 する額とすること。ただし、その差額が著しく多額である場合又はその者の俸給月額が昭和二 する額とすること。ただし、その差額が著しく多額である場合又はその者の俸給月額が昭和二 する額とすること。ただし、その差額が著しく多額である場合又はその者の俸給月額が昭和二 する額とすること。ただし、その差額が著しく多額である場合におけるその差額に相当 は、その職員となった者について 四月一日(同年四月二日以後において国家地方警察取員治を定め、又はその者の昭和二十九年 25
- に相当する額を控除して得た差額を調整手当として支給すること。 加した日の前日においてその者の受けていた調整手当の額からその者の俸給月額の増加した額俸給表間の異動、給与の改訂等の事由に基き、その者の俸給月額が増加した場合には、その増三 調整手当が支給されることとなつた地方警察職員について、法の施行の日以後昇格、昇給、

(退職給付の支給の請求)

- とを要しないものとする。ず、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間を基礎として退職給付を支給するこず、その者が自治体警察の職員として引き続き在職した期間を基礎として退職給付を支給するこは、その者に対して当該地方公共団体の退職年金又は退職一時金に関する条例の規定にかかわら11 前項の期間内に退職給付の請求がなかつた場合には、自治体警察を維持していた地方公共団体

| 無の極力の誘見に国気地力発表(無線局の免許人の地位の承継)

| 継するものとする。| 継するものとする。| 2 法の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察の有する無線局の免許人の地位は、警察庁が承え。| 1 法の施行の際現に国家地方警察又は自治体警察の有する無線局の免許人の地位は、警察庁が承

(千葉県警察に関する特例)

- る人員に三百人を加えた人員とする。 れるおそれがあることに鑑み、当分の間、別表第二千葉県の項の規定にかかわらず、同項に定めれるおそれがあることに鑑み、当分の間、別表第二千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、成田国際空港に係るテロリズムが行わ
- は、千葉県に対し、所要額を補助するものとする。の他当該警察官の設置に伴い必要となる経費については、第三条第一項の規定にかかわらず、国置されるもの(以下「成田国際空港警備隊」という。)の警察官の俸給その他の給与、被服費そ22 専ら成田国際空港に係る警備活動を実施するための部隊として当分の間千葉県警察に特別に設22 専ら成田国際空港に係る警備活動を実施するための部隊として当分の間千葉県警察に特別に設
- 田国際空港警備隊の警察官七百五十人を加えた人員とする。の基準は、別表第二千葉県の項及び附則第二十一項の規定にかかわらず、同項に定める人員に成る 成田国際空港警備隊が設置されている間における千葉県警察の地方警察職員たる警察官の定員
- 人を加えた人員とする。 表第二千葉県の項並びに附則第二十一項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三十表第二千葉県の項並びに附則第二十一項及び前項の規定にかかわらず、同項に定める人員に三十
- いては五百二十二人をそれぞれ加えた人員とする。 た人員に、警視については十三人、警部については二十四人、警部補(巡査部長を含む。)につた人員に、警視については十三人、警部については二十四人、警部補(巡査部長を含む。)につ埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得別定員の基準は、別表第三第二号の規定にかかわらず、附則第二十一項に定める人員に同号の表別定員の基準は、別表第三第二号の規定にかかわらず、附則第二十一項に定める人員に同号の表別定員の基準は、別表第三第二条により、の規定に対しては、「一項に定める人員に同号の表別に対しては、「一項に定める人員に同号の表別に対しては、「一項に定める人」に、「一項に定める人員に同号の表別に対しては、「一項に定める人員に同号の表別に対しては、「一項に定める人員に可能を表別に対しては、「一項に定める人」と、「一項に定める人員に、「一項に定める人」と、「一項に定める人員に、「一項に定める人」と、「一項に定める人員に、「一項に定める人員に、「一項に定める人員に、「一項に定める人員に、「一項に定める人」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」」と、「一項に定める」と、「可能しる」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「一項に定める」と、「可能しる」と、「一項に定める」と、「「可能しなる」」と、「可能しなる」と、「可能しなる」と、「可能しなる」と、「可能しなる」と、「可能しなる」と、「可能しなる」と、「可能しなる」と、

(福島県警察に関する特例)

- 規定にかかわらず、同項に定める人員に百三人を加えた人員とする。の安全と平穏の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二福島県の項のの安全と平穏の確保のため必要な警察の事務が増大していることに鑑み、別表第二福島県の項の電所の事故による災害をいう。) による被害を受けたことに伴い福島県の区域において市民生活日本大震災(平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発の和八年三月三十一日までの間は、福島県警察の地方警察職員たる警察官の定員の基準は、東

(福岡県警察及び沖縄県警察に関する特例)

- は、第三条第一項の規定にかかわらず、国は、福岡県及び沖縄県に対し、それぞれ所要額を補助の整案官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費についての警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費についての警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費についての警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費についての警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費についての警察官の俸給その他の給与、被服費その他当該警察官の設置に伴い必要となる経費についての警察官の機関を対し、それぞれ所要額を補助は、第三条第一項の関票を対し、第三条第一項の国際を関するものとする。
- 離島警備隊の警察官百五十人をそれぞれ加えた人員とする。 定める人員に、福岡県警察にあつては国境離島警備隊の警察官九人、沖縄県警察にあつては国境察官の定員の基準は、別表第二福岡県の項及び沖縄県の項の規定にかかわらず、これらの規定に30 国境離島警備隊が設置されている間における福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警

- 32 31 察官の階級別定員の基準は、別表第三の規定にかかわらず、次の各号に掲げる県の区分に応じ、 員の基準は、別表第二福岡県の項及び沖縄県の項並びに前項の規定にかかわらず、同項に定: 人員に、福岡県警察にあつては五人、沖縄県警察にあつては二人をそれぞれ加えた人員とす 令和七年三月三十一日までの間は、福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる警察官 国境離島警備隊が設置されている間における福岡県警察及び沖縄県警察の地方警察職員たる
- 当該各号に定める人員とする。
- 県、愛知県、兵庫県及び福岡県の項の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員に、警部につい福岡県 別表第二福岡県の項に定める人員に別表第三第二号の表埼玉県、千葉県、神奈川 ては二人、警部補(巡査部長を含む。)については七人をそれぞれ加えた人員
- 九十一人をそれぞれ加えた人員 人員に、警視については三人、警部については八人、警部補(巡査部長を含む。)については 区分ごとの人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した 沖縄県 別表第二沖縄県の項に定める人員を別表第三第一号の表に掲げる各級に区分し、 各 35

(北海道警察等に関する特例)

る人員に、当該都道府県ごとに次の表の下欄に掲げる人員をそれぞれ加えた人員とする。 職員たる警察官の定員の基準は、 令和七年三月三十一日までの間は、次の表の上欄に掲げる都道府県の都道府県警察の地方警察 別表第二の当該都道府県の項の規定にかかわらず、同項に定め

長崎県	高知県	愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	島根県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	三重県	愛知県	岐阜県	福井県	静岡県	新潟県	神奈川県	東京都	埼玉県	栃木県	茨城県	山形県	宮城県	青林県	北海道
六人	四人	五人	九人	一〇人	一人	二〇人	六人	三人	二人	四人	四七人	五三人	六人	一五人	七人	二人	二七人	二二人	四一人	九一人	人 	七人	一四人	六人	一人	一〇人	一五人
					1	-	1	-1	_				1		1		温	40	= 3	39 3	8	た ナ	- K	2 坐	; –	<i>a</i>	37

りのる定	( ) 熊本県	
る	大分県	二人
Ź.	宮崎県四	四人
る警	令和七年三月三十一日までの間こおける前須の表の上闌	上闌こ曷げる鄒道府

警察の地方警察職員たる警察官の定員」とあるのは 察、大阪府警察、埼玉県警察、千葉県警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県 の定員」とあるのは「別表第二の当該府県の項に定める人員」と、同表第二号中「都警察、道警 する別表第三の規定の適用については、同表第一号中「当該府県警察の地方警察職員たる警察官 員」と、「同表」とあるのは「次の表」とする。 「別表第二の当該都道府県の項に定める人 に対

(国の補助に関する特例)

間、第三条第一項の規定にかかわらず、同法第百二十八条第一項(同法第百三十条の二第三項に) 道路交通法附則第十六条第一項の規定により交通安全対策特別交付金が都道府県に交付される 当する金額の納付に係る都道府県警察に要する経費は、第三条第一項の国がその一部を補助する おいて準用する場合を含む。)及び同法第百二十九条第一項の規定による反則金及び反則金に相 経費には含まれないものとする。

(国の貸付金の償還期間等)

該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。 た日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当 係る法附則第三十三項の規定による国の貸付金(以下「国の貸付金」という。)の交付を完了し 第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定に て準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号) の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替え 法附則第三十四項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む。)とする。 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備

国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。

三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、

還を行つた場合とする。 法附則第三十七項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償

(昭和二九年九月一〇日政令第二六七号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和三一年一二月一九日政令第三五三号)

抄

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三三年三月三一日政令第五三号)

この政令は、昭和三十三年四月一日から施行する。 則 (昭和三三年九月二五日政令第二七二号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条の規定は、昭和三十三年四月一日から適用

(昭和三四年三月二四日政令第三八号) 抄

この政令は、昭和三十四年四月一日から施行する。 (昭和三五年四月一日政令第八四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和三七年四月一日政令第一二九号)

この政令は、公布の日から施行する

(昭和三七年六月一日政令第二三〇号)

の政令は、公布の日から施行する。

(昭和三七年九月八日政令第三五二号) 抄 この政令は、

公布の日から施行する。

第 :一条 この政令は、地方公務員共済組合法の施行の日 という。)から施行する。 昭昭 和三十七年十二月一日。 以下 ·「施行

(施行期日)

附 則 (昭和三八年三月三〇日政令第八七号)

この政令は、昭和三十八年四月一日から施行する 抄

1 この政令は、昭和三十九年四月一日から施行する。 (昭和三九年三月三一日政令第五九号)

抄

(施行期日) (昭和四〇年三月二九日政令第五七号) 抄

この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

(昭和四一年三月二四日政令第三五号)

抄

この政令は、昭和四十一年四月一日から施行する。 (昭和四二年四月五日政令第五九号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和四二年五月三〇日政令第八五号)

この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、昭和四十二年六月一日から施行する (昭和四二年七月六日政令第一七五号)

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四三年四月一七日政令第八二号)

2 改正後の警察法施行令第二条第一号の規定中調整手当に係る部分は昭和四十二年八月一日か 同令第三条第三項の規定は昭和四十三年四月一日から適用する

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (昭和四四年四月一日政令第六四号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和四四年九月一八日政令第二四七号)

この政令は、公布の日から施行する。 則 (昭和四五年四月二二日政令第八三号) 抄

1

ら適用する。 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第二条第一号の規定は、 附 則 (昭和四六年四月一日政令第一〇二号) 昭和四十五年五月 日

則 (昭和四六年八月二八日政令第二七七号)

この政令は、公布の日から施行する

則 (昭和四六年一一月二四日政令第三四八号) 抄

法 この という。)の施行の日(昭和四十六年十二月一日)から施行する。 政令は、道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第九十八号。 以下「改正

則 (昭和四七年五月一日政令第一二四号)

1 ら施行する。 この政令中第一条及び附則の規定は公布の日から、 第二条の規定は昭和四十七年五月十五日か

則 (昭和四八年四月一二日政令第六三号)

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和四九年四月一一日政令第一一七号)

抄

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和五〇年四月二日政令第八九号)

1

この政令は、 (昭和五一年五月一〇日政令第九六号) 公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年四月一八日政令第七〇号)

この政令は、公布の日から施行する

この政令は、公布の日から施行する。 (昭和五三年四月五日政令第一〇四号)

員の基準は、改正後の警察法施行令(以下「新令」という。)別表第二第一号の規定にかかわら の人員に順次同表の階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員とす ず、当該府県警察の地方警察職員たる警察官の定員を次の表に掲げる各級に区分し、各区分ごと 兵庫県警察、 昭和五十六年三月三十一日までの間は、府県警察(大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、 福岡県警察及び千葉県警察を除く。)における地方警察職員たる警察官の階級別定

級別 ○○一人以上三、○○○人以下の人員 〇〇一人以上の人員 ○○一人以上二、○○○人以下の人員 〇〇〇人以下の人員 階級別 警視 五. 000分の ○○○分の ○○○分の 〇〇〇分の 警部 〇〇〇分の一、 000分の 〇〇〇分の 000分の 警部補 〇〇〇分の五〇六 〇〇〇分の五〇六 〇〇〇分の四八五 〇〇〇分の四四 (巡査部長を含

3 別表第二第二号の規定にかかわらず、次の表の都道府県欄に掲げる区分に応じ、 察、大阪府警察、神奈川県警察、愛知県警察、兵庫県警察及び福岡県警察の地方警察職員たる警 警察、兵庫県警察及び福岡県警察における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、 察官の定員について、同表の階級別欄に掲げる割合を、それぞれ乗じて得た人員とする。 昭和五十六年三月三十一日までの間は、 都警察、道警察、 大阪府警察、神奈川県警察、愛知県 新令

		別村 にお に る 書る	でき イオイオラ	して 年ナノ買ってる
	階級別	警視	警部	警部補(巡査部長を含む。)
	都道府県			
	北海道	一、〇〇〇分の	一、〇〇〇分の	○○○分の一、○○○分の一、○○○分の四六二
かり		===	五三	
	東京都及び大阪府	一、〇〇〇分の一	一、〇〇〇分の	、〇〇〇分の一、〇〇〇分の四八九
		一八	三九	
	神奈川県、愛知県、兵庫県及び福	_	一、〇〇〇分の	、〇〇〇分の一、〇〇〇分の一、〇〇〇分の四八九
	岡県	八	四一	

4 人、警部については二十七人、警部補(巡査部長を含む。)については二百七十一人をそれぞれ階級別欄に掲げる割合を乗じて得た人員を階級別ごとに合計した人員に、警視については十四 葉県の項に定める人員を附則第二項の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表 する政令(昭和五十五年政令第六十四号)第一条の規定による改正後の警察法施行令別表第一千定員の基準は、警察法施行令附則第二十三項の規定にかかわらず、警察法施行令等の一部を改正 加えた人員とする。 昭和五十六年三月三十一日までの間は、千葉県警察における地方警察職員たる警察官の階級

附 則 (昭和五三年六月二七日政令第二五六号

この政令は、昭和五十三年七月一日から施行する

則 (昭和五四年四月四日政令第八七号)

この政令は、公布の日から施行する。

(昭和五四年七月二四日政令第二一八号)

```
第
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          四年四月一日から適用する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          一条 この政令は、公布の日から施行し、昭和五十八年度分の交付金及び支出金から適用する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (施行期日等)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                              条 この政令は、昭和六十年四月一日から施行する
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               日)から施行する。
                                                                                                                                                                                                                   日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 この政令は、法の施行の日(昭和五十六年一月一日)から施行する
                                                                                                                                                                                                                               この政令は、昭和六十一年六月一日から施行する。ただし、
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               この政令は、国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)の施行の日
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の警察法施行令の規定は、
                           この政令は、貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。
                                                          この政令は、貨物運送取扱事業法の施行の日(平成二年十二月一日)
                                                                                        この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                       この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                    この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            この政令は、昭和五十五年四月一日から施行する。
この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                     この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                                   附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    この政令は、昭和五十七年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    附
則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             附則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        則
                                                                                                                                       則
                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   則
                                                                                                                                                                                                                                                 則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     則
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             則
                                                                                                                                                                                                                                                                               則 (昭和六〇年四月六日政令第九〇号)
                                                                                                        (平成二年六月八日政令第一二六号)
                                                                                                                                                                   (平成元年四月一日政令第一〇一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (昭和五九年四月一一日政令第七七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        (昭和五八年五月一六日政令第一〇四号)
                                           (平成二年七月一〇日政令第二一四号)
                                                                         (平成二年七月一〇日政令第二一一号)
                                                                                                                                       (平成元年五月二九日政令第一二九号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     (昭和五六年一〇月二七日政令第三一〇号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (昭和五五年八月三〇日政令第二二七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           (昭和五五年三月二五日政令第二一号)
            (平成三年四月一二日政令第一一〇号)
                                                                                                                                                                                                   (昭和六三年四月八日政令第九五号)
                                                                                                                                                                                                                                                 (昭和六一年五月三〇日政令第一八七号
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             (昭和六〇年三月一五日政令第三一号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       (昭和五八年四月五日政令第七五号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    (昭和五七年四月六日政令第九六号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            (昭和五五年四月五日政令第六四号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   (昭和五六年四月三日政令第九九号
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                (昭和五五年一一月四日政令第二八七号)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             抄
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          抄
                                                                                                                                                                                                                                 別表第一の改正規定は、
                                                           から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               (昭和五十五年十月
                                                                                                                                                                                                                                  同年十月
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         昭和五十
                                                                                                                                                                                                                              1
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   1
                                                                                               月 日)
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    ら施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               行する。
                                                                                                                                                                                                                                           (施行期日)
                                                                (施行期日)
                                                                                                                               (施行期日)
                                                                                                                                                                                                                          この政令は、公布の日から施行する。
                                                                                                                                                             この政令は、平成十年一月一日から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                          附
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       附
                                                                                                 から施行する。
                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              (平成五年三月五日政令第三三号)
```

## この政令は、公布の日から施行する 附 則 (平成三年八月一四日政令第二六四号)

(平成三年一〇月一八日政令第三二四号)

抄

この政令は、平成四年四月一日から施行する (平成四年一月二四日政令第三号)

この政令は、平成四年三月一日から施行する。ただし、 第二条の改正規定は、公布の日から施

この政令は、公布の日から施行する 則 (平成四年四月一〇日政令第一一〇号)

この政令は、平成五年四月一日から施行する。 則 (平成五年一二月一〇日政令第三八六号) 抄

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

この政令は、平成六年四月一日から施行する。 附 則 (平成六年六月二四日政令第一五四号) 則 (平成六年三月一八日政令第五二号)

この政令は、平成六年七月一日から施行する。ただし、 第七条の二の改正規定は、 公布の日

この政令は、公布の日から施行する 則 (平成六年六月二四日政令第一六七号)

この政令は、平成七年四月一日から施行する。 附 則 (平成七年三月一七日政令第五七号)

(平成七年五月二六日政令第二二〇号)

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日 則 (平成七年六月二日政令第二二六号) (平成七年六月一日) から施行する。

この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。 則 (平成八年五月一一日政令第一二八号)

則 (平成九年四月一日政令第一一九号)

抄

この政令は、公布の日から施行する。 附 則 (平成九年一二月二五日政令第三七九号) 附 則 (平成九年四月一日政令第一三四号)

(平成九年一二月二五日政令第三八三号) 抄

第一条 この政令は、外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律の施行の日(平成十年四

(平成一一年七月一六日政令第二二九号)

1 この政令は、道路交通法の一部を改正する法律の施行の日(平成十二年四月一日)から施行す 帯電話使用等」を加える部分に限る。)、別表第一の備考の二の改正規定(26の3を26の4と 三条の次に一条を加える改正規定、別表第一の一の表の改正規定(「騒音運転等」の下に「、携 る。ただし、第三十三条の六、第三十四条の二第一号及び第四十二条第一項の改正規定、第四十

(平成一一年一〇月一四日政令第三二一号)

一年四月一日)から施行する。 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日(平成十

(平成一二年三月二四日政令第八九号)

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(平成一二年六月七日政令第三〇三号)

抄

(施行期日)

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日 (平成十三年一月六日) から施行す

この政令は、警察法の一部を改正する法律の施行の日 則 (平成一三年二月一五日政令第三〇号) (平成十三年三月一日) から施行する。

この政令は、平成十三年四月一日から施行する。

(平成一三年三月三〇日政令第一一五号)

(平成一三年一一月二八日政令第三六八号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一三年一二月一四日政令第三九九号)

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年十二月二十五日)から施行す

則 (平成一四年二月八日政令第二七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

則 (平成一四年四月一日政令第一三八号)

除く。)は、平成十四年十月一日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第九条第一項の改正規定(識別章に係る部分を

(平成一四年一一月二九日政令第三五一号)

年十二月一日)から施行する。 この政令は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日 (平成十四

則 (平成一五年二月五日政令第三一号) 抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成一五年四月一日政令第一八一号)

この政令は、公布の日から施行する。

則 (平成一五年八月二九日政令第三七五号) 抄

(施行期日)

一条 この政令は、平成十五年九月二日から施行する。

則 (平成一六年三月一九日政令第五〇号) 抄

(施行期日)

第

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、 平成十六年四月一日から施行する。 附則第九条から第四十四条までの規定は、

附則 (平成一六年四月一日政令第一三四号)

年四月一日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。ただし、 別表第一の第一第 一号の改正規定は、 平成十七

(平成一六年九月一五日政令第二七五号)

(施行期日)

抄

一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年九月十七日)から施行する。 則 (平成一七年四月一日政令第一二〇号)

この政令は、公布の日から施行する。

(平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄

この政令は、施行日(平成十七年十月一日)から施行する。 抄

則 (平成一七年一〇月二六日政令第三二三号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(平成一八年二月一日政令第一四号)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

則 (平成一八年三月三〇日政令第九七号)

この政令は、平成十八年四月一日から施行する

附 則 (平成一九年三月二八日政令第六八号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(施行期日) (平成一九年四月一日政令第一三七号)

抄

この政令は、公布の日から施行する。

(平成一九年五月二五日政令第一六八号)

抄

(施行期日)

1 成十九年六月一日)から施行する。 この政令は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日 伞

(平成一九年五月三〇日政令第一七〇号) 抄

(施行期日)

1

この政令は、刑法の一部を改正する法律の施行の日 則 (平成二〇年三月三一日政令第一〇一号) (平成十九年六月十二日) から施行する。

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年九月三日政令第二七三号)

十年法律第八十号)の施行の日から施行する。 この政令は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律 (平成二

この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。附 則 (平成二一年三月三一日政令第七九号)

抄

(施行期日) (平成二一年五月二九日政令第一四二号)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(平成二二年三月一九日政令第三一号)

この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。 附 則 (平成二二年四月一日政令第九三号)

この政令は、公布の日から施行する。

則 (平成二三年三月三一日政令第七〇号)

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。 附

則 (平成二三年一一月二八日政令第三五三号)

この政令は、公布の日から施行する。

(平成二三年一二月二六日政令第四二一号)

第一条 この政令は、改正法施行日(平成二十四年七月九日)から施行する。

この政令は、公布の日から施行、 (平成二四年四月六日政令第一二三号)

(平成二五年五月一六日政令第一四七号)

の政令は、公布の日から施行する。

1 第一条 この政令は、刑法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日から施 第 する。 規定は、同年十月一日から施行する。 項の改正規定は、公布の日から施行する。 行の日(平成二十八年十一月三十日)から施行する。ただし、 (平成二十六年五月二十日)から施行する。 この政令は、 (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) (施行期日) 一条 この政令は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日 (施行期日) この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、 1の日(平成二十八年十一月三十日)から施行する。ただし、第一条中警察法施行令第一条第一この政令は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)の施 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 この政令は、法の施行の日(平成二十七年十月五日) この政令は、令和三年四月一日から施行する。附 則 (令和三年三月三一日政令第八五号) この政令は、令和五年四月一日から施行する。 この政令は、令和五年四月一日から施行する。 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。 この政令は、公布の日から施行する。 附 則 附 附 附 則 (令和二年三月三〇日政令第八五号) 附 附則 附 則 (平成二八年一一月一一日政令第三四八号) 附 則 (平成二八年八月一二日政令第二八〇号) 附 則 (平成二八年三月三一日政令第一三六号) の政令は、平成二十六年四月一日から施行する。 則 則 則 則 則 則 (平成二七年四月一〇日政令第一八〇号) 則 則 (令和五年三月三〇日政令第九六号) (平成二九年三月三一日政令第八五号) (平成二六年三月三一日政令第一二二号) (平成二九年七月五日政令第一八〇号) (平成二八年三月三一日政令第一〇三号) (平成二六年四月二五日政令第一六九号) (令和五年三月一〇日政令第四九号 (平成二七年一〇月二日政令第三五六号) (令和四年一二月二三日政令第三九一号) (令和五年五月二六日政令第一八九号) (平成三一年四月一日政令第一四二号) 道路交通法の一部を改正する法律の施行の日 抄 抄 抄 抄 抄 から施行する。 抄 附則第二十五項及び第二十七項の改正 (令和五年四月一日) から施行す 別表第一(第四条関係) 第 の犯罪とみなす。 (施行期日) 附 警務部 留置施設に関すること。

一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等 この政令は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千 一部を改正する法律の施行の日(令和五年六月一日)から施行する。

## (令和五年七月五日政令第二三五号)

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。) 行の日から施行する。 の

第二条 第二条の規定による改正後の警察法施行令第二条の規定の適用については、 百七十七条又は第百七十八条第二項の罪に係る部分に限る。)に規定する犯罪は、 条、第百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項(これらの規定中旧刑法第 (警察法施行令の一部改正に伴う経過措置) 不同意性交等

則 (令和六年二月二日政令第二三号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

則 (令和六年三月二九日政令第九九号)

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

警視庁及び道府県警察本部の内部組織の基準

部の名称及び所掌事務

都道府県公安委員会の庶務に関すること

機密に関すること。

公印の管守に関すること。

公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

事務能率の増進に関すること。

警察統計(犯罪統計を除く。)に関すること

広報に関すること。

情報の公開に関すること。

個人情報の保護に関すること。

被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に関すること。

人事、定員及び給与に関すること。

監察に関すること。

予算、決算及び会計に関すること。

財産及び物品の管理及び処分に関すること。

会計の監査に関すること。

警察教養に関すること。

福利厚生に関すること。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

犯罪被害者等給付金に関すること。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第三条第一項に

規定する給付金に関すること。

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第三条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関

ム 警察装備に関すること

(施行期日)

レ犯ロ地犯 F罪に域罪 ⊧の掲警、	に関すること。	東京都 東京都 群馬県	三、四一一人 三、六八六人 二、六八六人
警察に関		新潟県	四、一四一人
イ 刑事警察に関すること。三 刑事部		長野県 山梨県	三、三九四人
ハ 犯罪統計に関すること。ロ 犯罪鑑識に関すること。	6	<b>富山県</b>	一、九三九人 六、一九五人
	<b>且我已是つ文帝)に引いること(也事つ所奪に属いるつと徐い○)。薬物及び銃器に関する犯罪の取締りに関すること。                                     </b>	福井県 石川県	一、七三二人
	9上に関すること。	岐阜県	三、四八四人
四の交通部の一交通部では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	کی	三重県	
1		滋賀県	二、二四六人
イ 警備警察に関すること。 王 警傭音		大阪府	$\cup$
		兵庫県	一一、六九三人
ニ 警備実施に関すること。ハ 警護に関すること。		和歌山県	二、一四二人
ヘ 機動隊に関すること。ホ 災害警備に関すること。		島根県	一、五二二人
第二 警見庁こ、警見総告を力まり、 ト 緊急事態に対処するため	17 ・	岡山県	- 1
大阪府警察本部長を助け、大阪	院府警察本部の事務を整理する職として副本部長一人を置くもの 「「」」。 「」」。 「」」。 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」 「」」	山口県	三、〇九七人
第三 人口、犯罪発生状況その他とする。	三 人口、犯罪発生状況その他の事情により必要があるときは、第一の基準にかかわらず、第一とする。	香川県徳島県	一、八四一人
に関することを所掌する地域部一各号に掲げる部のほか、警察	に関することを所掌する地域部、警備警察に関することを所掌する公安部その他第一各号の部一各号に掲げる部のほか、警務部の所掌事務の一部を所掌する総務部、地域警察その他の警ら	高知県愛媛県	一、五九七人
る。の所掌事務の一部を所掌する部	Fを置き、又は部の名称若しくは所掌事務を変更することができ	在貿易福岡県	- 、 と つ 人 - 一 〇 、 八 五 五 人
別表第二(第七条関係) 第四 第一及び第三の基準による	<ul><li>(第七条関係)</li><li>第一及び第三の基準による部には、必要な分課を設けることができる。</li></ul>	長崎県	
地方警察職員たる警察官の	の定員の基準		三、○六二人
<b>非</b> 海道	二、三〇三人	宮崎県	l I
岩手県	一三四人	鹿児島県	- 1
秋田県 宮城県	一、九四八人	別表第三(第七条関係)	
山形県	一、九八三人	一一付果警察(大阪府警察、埼玉貝地方警察職員たる警察官の関	警察、奇玉県警察、千葉県警察、申祭川県警察、愛印県警察、兵庫県警察及る警察官の階級別定員の基準
福島県		び福岡県警察を除く。) における地	における地方警察職員たる警察官の階級別定員の基準は、当該府県警察の
	三、三八丘人	警察職員たる警察	の表に掲げる各級に区分し、各区分ごとの人員に順次同表の階
-		級別欄に握ける害合を乗じて得た。	乗じて得た人員を階級別ことに合計した人員とする

東京都及び大阪府	庫県及び福岡県・神奈川県、愛知県、兵埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、兵	北海道	県	乗じて得た人		三、〇〇一人以上の人員	二、〇〇一人以上三、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇一人以上二、〇〇〇人以下の人員	一、〇〇〇人以下の人員	級別 階級別
二七〇〇〇分の	二五〇〇〇分の	四五〇〇〇分の	· 有		地方警察職員たる警察官の階具警察、千葉県警	  一九  一九 	員一、○○○分の	員一、○○○分の	五五〇〇〇分の	警 視
五九〇〇〇分の一	五九〇〇〇分の一	七八〇〇〇分の一	を言立口 を言立口		警察官の定員に 発別定員の基準は 乗り返り 乗り返り 乗り返り ままれる かんりょう かんしょう かんしょく かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ かんしゃ しん かんしゃ かんしゃ か	四七〇〇〇分の	四八〇〇〇分の	1000分の	一、〇〇〇分の	警部
、〇〇〇分の五九八	、〇〇〇分の六〇一	、〇〇〇分の五七六	音権(炎査音長を含む	甫 《巡査》	·ついて、同表の階級別欄警察、神奈川県警察、愛川県警察、愛知県警察、受職道府県欄・祭、愛知県警察、兵庫県	一、〇〇〇分の六一三	一、〇〇〇分の六一一	一、〇〇〇分の五八七	一、〇〇〇分の五四六	ぎ部補(巡査部長を含